

平成 31 年度
(令和 元 年度)

事業計画書

社会福祉法人 宗像会

平成31年度(令和元年度)事業計画

I 基本方針

国の障がい者施策は、戦後ながら福祉サービス資源の整備が不十分であったことから、行政に限られた福祉資源を必要に応じて割り当てる「措置制度」が、ノーマライゼーションや障がい者の自立、社会参加の実現、サービス利用者が提供者と対等な立場に立って契約に基づいてサービスを利用するなどの考え方により平成15年に「契約制度」へと移行してきました。

その後、障がいの種別にかかわらず福祉サービスを一元的に提供する体制の確立、障がい者の就労促進、地域の限られた資源を活用できる規制緩和（施設基準・運営主体）、手続きや基準の透明化・明確化、サービスに応じて原則1割の利用者負担（所得に応じた月額の上限を設定）など、障がい福祉サービスを抜本的に改革するものとして、平成18年に「障害者自立支援法」が施行されました。

さらに平成25年には、平成23年7月に成立した「改正障害者基本法」に規定された障がいの有無にかかわらず基本的人権の尊重、分け隔てられることなく相互に人格と個性の尊重、社会障壁の除去などの理念を盛り込んだ「障害者自立支援法」の一部が改正（改称）され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されました。

その後3年後の見直しとして自立生活援助サービス、就労定着支援サービス、共生型サービスなどが新設され現在に至っています。

制度改正が行われる毎に給付に係る仕組みが複雑になり、報酬も実績主義へと大きく変わってきました。

平成31年度は10月から消費税が10%に引き上げられることに伴い、障がい福祉サービス等の報酬について+0.44%の改定が行われます。障がい福祉施設の総費用の内、消費税引き上げに伴う課税費用の負担増について、障がい福祉サービス等の基本報酬単位数に上乗せで補填されます。

次に法人の経営については、社会福祉法人の制度改正の趣旨に則り、公益法人として社会福祉事業を効果的かつ適正に行うため、経営基盤の強化を図るとともに、提供する障がい福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を図っていきます。

また、制度改正で規定された公営法人として公益的な取り組みについては、平成30年11月に設立した、市内25社会福祉法人（高齢、児童、障がい）で構成する宗像市社会福祉法人連合会で連携・協働により地域における公益的な活動に取り組みます。

次に利用者の退園や長期休園、出席率等により、法人の収支にも影響がでており平成31年度は利用者の確保が重要な課題です。平成31年度は欠員補充を含め新たに2名の職員を採用し、さらに一層充実した支援事業やサービスの向上に努め、くすの木園を選んでいただけるよう利用者確保に積極的に取り組みます。

また、職員の人材育成及び職員の業績や努力が適切に評価されることによるモチベーションの向上などを図る目的で、人事評価制度を平成31年度から導入します。

くすの木園の重要な授産事業のパンの製造については、平成30年度にガスオーブンの更新、利用者の労働環境の充実、衛生環境の整備などを終わりました。今年度は、安全でかつ安心できるパンを提供することで保育園の給食や学童保育のおやつなど引き続き受注を確保するとともに更新した設備を効率よく活用し新たな商品開発に取り組み販路を拡大し、売上を増やすことで、利用者の工賃向上を目指します。

一方、授産事業の原木椎茸栽培については、椎茸ハウスの土地の使用貸借期限が、平成36年1月9日までであるため、平成31年度に用地確保及びハウスの設計等に取り組みます。用地の候補地としては、営利を目的としない社会福祉法人が、法人の目的に係る業務の運営に供する場合は、農地取得ができること及び作業の効率化を図ることができることから、くすの木園周辺の農地を確保します。なお、農地取得に際しては、所有者が売却に無理なく同意していただけるように租税特別措置法（収用法）の事業認定が得られるよう税務署と協議を行います。

また、椎茸ハウスの建設については、利用者の高齢化に対応するため、浸水用の水の確保、散水装置や原木運搬用具導入など作業の軽減化・省力化を図る設備等の設計を行い建設に向けて取り組みます。なお、椎茸ハウス移転を契機にハウスの建設や椎茸栽培について、専門的な知識を持つ指導員から指導・助言を受けて進めます。

次に、平成31年5月1日開設予定のくすくすホーム二号館については、建物所有者と賃貸借契約を交わし20年間借り受けます。また、くすくすホーム二号館の定員は8名で、利用者の支援に4人の支援員・世話人（介護福祉士3名、幼稚園教諭1名）を配置し、地域での共生と共同生活の中で自立した生活ができるように援助を行います。

くすの木園の支援サービスについては、生活介護支援事業では平成29年度から生産活動を中心とした事業から、創作活動や機能訓練を充実してきた取り組みを今年度も継続していきます。機能訓練は身体機能の訓練及び学習能力の訓練をそれぞれの能力に応じた班分けにより実施します。

一方、就労継続支援B型事業では、加齢による利用者の体力低下などにより、外作業等が難しくなった利用者に対応した室内作業部門を設け、心身に無理のない作業を行うとともに、支援メニューを増やすことで、就労継続支援B型の利用者の確保にもつなげていきます。また、報酬の加算はありませんが、新たに生活介護事業の機能訓練に参加し、体力維持、集団での協調性なども養います。

以上のような基本方針や諸課題をふまえ、平成31年度においては①利用者の確保、②利用者個々の状態に応じたサービスの提供、③安定的な仕事の確保、④就労及び地域社会での生活に必要な知識や能力の向上及び施設外実習の確保、⑤職員のスキルアップのための研修機会の確保の5つを掲げ、利用者、事業者及び職員の視点から施設運営の安定化と健全な経営を目指し以下の事業計画を進めます。

II 法人の運営

1. 評議員会・理事会について

法人の議決機関であります評議員会及び法人の業務執行の意思決定機関である理事会を定款の定めに従い定期的に年2回（3月・6月）開催します。また、必要に応じて適宜開催します。

2. 監事監査について

社会福祉法第45条の28及び定款第34条の規定による事業報告及び決算の監査を実施する他、社会福祉法第45条の18及び定款第20条の規定に基づき、監事はいつでも必要に応じて、理事及び職員の業務の執行の状況及び法人の財産等の状況について監査を実施し、その結果を評議員会・理事会等に報告します。

また、監事監査のほか会計事務所に外部監査を委託し、毎月指導を受け適正で、かつ健全な施設運営のため監査機能の向上に努めています。

なお、法人の労務管理については、今年度も引き続き社会保険労務士により、指導・助言を受け適正な労務管理に努めていきます。

3. 経営基盤の強化について

障がい福祉サービス事業者としての倫理観の醸成、社会福祉法人としての法令の遵守、公益性、施設経営における効率性等について、経営基盤の強化を図るとともに、財務の健全化を図り、将来必要となる資金需要にも計画的に備えてまいります。

今後も健全な施設経営を図るため、事業の費用対効果に配慮をしつつ利用者のサービスの低下をきたすことなく、時代のニーズに合った支援サービス事業を検討し、効率的な予算執行を図ります。

また、特定相談支援事業や利用者の状態にあわせた支援の取り組みなど、新たな利用者の確保及び利用者の流出防止等に繋がるよう当法人の特徴ある施策に取り組みます。

III 施設の運営

1. 利用者確保及びサービスの充実について

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 生活介護支援事業 | 定員 28名 |
| ② 就労継続支援B型事業 | 定員 22名 |
| ③ 共同生活援助事業 | 定員 9名（くすくすホーム） |
| | 定員 8名（くすくすホーム二号館） |
| ④ 短期入所事業 | 定員 1名 |
| ⑤ 日中一時支援事業 | 定員 4名（宗像市及び福津市から受託） |
| ⑥ 特定相談支援事業 | |

生活介護支援事業は、訓練室を活用した創作活動が定着したのでより充実した内容に

取り組みます。また機能訓練においては、身体と学習、ストレッチと体系づけてメリハリのある訓練をします。特に学習面では、お金を使って実際に身につく学習になるように昨年に引き続き取り組みます。さらに個別の自立訓練を機能訓練と連携して、日常生活の中で取り組みます。

一方、就労継続支援B型事業のフロンティア班においては、昨年度ガスオープンの更新にあわせてクリーンシャワーの導入や床・壁の改修、休憩室など作業環境の整備を終えました。今年度はパンの製造に知識経験を有した職員を配置し、これまでの安全でかつ安心できるパンを保育園や学童保育に提供するとともに新たな商品開発をすすめ新たな顧客を確保し売り上げ増を目指します。あわせて利用者に対しては、パンの製造に追われることなくさらに充実した支援に取り組みます。

また、ハートワーク班は、椎茸栽培に専門的な知識を持った指導員を配置し、くすの木園の状況に適した椎茸栽培の方法や新たな椎茸ハウスの建設等について、指導・助言を受けて取り組みます。

就労継続支援B型事業全体としては、利用者の高齢化や利用者確保の観点から身体・精神重複障がいがある入園希望者に対応できる生産活動への見直しとして、室内作業などの軽作業の検討を重ね、今後とも利用者の広いニーズに対応し新たな利用者の確保につなげます。

2. 組織体制の充実と職員の適正配置と職場の改善について

組織改革の実をあげるため常に利用者本位の視点に立った障がい福祉サービスが十分に提供できるよう、業務内容、業務量及び利用者の状況等を分析検討し職員の適材適所の配置に努めるとともに支援事業や事務事業の責任体制と将来の施設経営安定化対策に努めます。

また、障害者総合支援法が施行されサービスを提供する職員については、国の人員配置基準を遵守し、2事業（就労継続支援B型及び生活介護）の定数等の検討も視野に入れ更なる充実と強化に努めます。

宗像市から指定を受けた特定相談支援事業も当法人の重要な事業と位置付けており、常勤職員及び非常勤職員の2名体制で、障がい児を含め全ての障がいを対象に福祉サービスの利用が多様に活用できるよう、また利用者の立場に立った支援事業に取り組み、利用者確保にもつなげていきます。また、宗像市役所に隣接した場所に開設したくすくすホーム二号館を活用して相談を受けることで、相談者の利便性を図ります。今後も利用者の立場に立って事業を進めてまいります。

3. 会議等について

施設の適正な運営と職員の資質の向上を図るため、各種会議を定例的に開催し、指示命令の徹底、情報の共有、意思の疎通を図ります。また、本年度は、支援メニューの見直し等による課題が予想されますので適切な支援計画を策定し、諸問題の整理、研究、協議

など、いままで以上に職員の意識改革を進め、福祉専門職としての能力が図られるような会議の開催等に努めます。

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| (1) 運営会議：毎月第4木曜日 | 理事長・管理者・幹部職員5名 |
| (2) 職員会議：毎月第1及び第3水曜日 | 管理者・職員 |
| (3) ミーティング：毎朝（午前8:30～9:00） | 管理者・職員 |
| (4) くすの木園勉強会 年3回実施
（6月、11月、2月） | 管理者・職員・保護者（適宜） |
| (5) くすくすホーム運営会議：適宜 | 保護者代表・世話人（保健師・看護師）
・夜間支援員・管理者・職員2名 |
| (6) 給食運営会議：年2回 | 委託業者（担当・栄養士・調理員）管理者・職員2名 |
| (7) くすの木園在り方検討委員会：月2回 | 職員9名 |

4. 職員の資質の向上

障害者総合支援法の見直し、更には社会福祉法人制度の改革が行われました。この変革期をチャンスととらえ質の高い障がい福祉サービスの提供を図るため、職員一人ひとりが意識改革をし、利用者へのサービス提供の在り方では、ニーズに対するよりきめ細かな対応、質の高いサービスに対する姿勢や福祉専門職としての自己研鑽に努める必要があります。

このためサービス提供に対する企画・立案や自己啓発、外部研修、研究協議会、他施設との交流などへの参加を積極的に行います。

職員研修については、くすの木園在り方検討委員会で企画し、職員が参加した研修会の報告による研修及び外部講師による専門研修を実施します。

また、実習指導者の資格を有する職員を福祉専門学校等へ講義・講演派遣により、職員のスキルアップを図っていきます。

職員の人材育成については、人事評価制度を導入し、職員がそれぞれの職責に応じてどのような支援が求められているのか、職員自身が目標を定め、その結果を正しく評価し職員のモチベーションを高めます。また、新たに職員の職務の状況等や異動等の希望などを記載した職員調書を徴取することにより、公平かつ適正な労務管理及び人事管理を行い職員の勤務意欲の向上を図ります。

5. くすの木園在り方検討委員会

くすの木園在り方検討委員会は、障がい者福祉関係法令の見直しや利用者のニーズの変化に対応するため、くすの木園の将来の在り方を検討し、健全な施設運営を確保することを目的に平成27年8月に設置しました。発足当初に計画していた短期的構想課題を終結し、今年度、在り方検討委員会では次の項目について取り組みます。

<利用者確保対策とサービス提供>

- (1) ホームページの更新を積極的に行い、多くの人にくすの木園の新鮮な情報を発信し

ます。

- (2) くすの木園のトレードマークが地域に浸透していくような活動をします。
- (3) 行政や特別支援学校との連携をより強化し、利用者確保につなげます。
- (4) 放課後デイサービス事業等調査・検討し、児童分野との関わりを進めます。
- (5) 送迎ルートを利用者のニーズに合わせて随時見直しを検討します。
- (6) 年に2回土曜日（7月の第1土曜日及び11月の第3土曜日）を通常の開園日とし、活動内容を検討します。
- (7) 利用者及び保護者のニーズを具体的に把握するため、アンケートや面談で調査し魅力ある園内活動につなげます。

<福祉従事者としてのスキルの向上>

- (1) 年に数回、職員勉強会（支援業務に関すること、組織経営等）を実施し職員の資質の向上に取り組みます。
- (2) 外部で行われる講演会やセミナー等の情報を仕入れ、積極的に職員の参加を促します。
- (3) 他事業所との意見交換の場を設ける等の試みをします。

<将来的構想について>

- (1) 就労継続支援 B 型事業の椎茸作業について新しい作業場及び栽培方法を専門家のアドバイスを受けながら、具体的に起案、検討します。
- (2) 利用者の高齢者対策のため、座位を中心とした室内作業の充実を図ります。
- (3) 現在の駐車場として使用している土地の有効な活用方法を検討します。

IV 利用者の支援及び特定相談支援事業

1. 利用者支援の基本方針について

利用者が愛に包まれ、真に幸せを感じる園づくりを行います。

- (1) 園は、利用者の自立の場として、生活自立の場、福祉的就労の場、一般企業等への就労の促進の場を目指し、生きがい追求の場として支援します。
- (2) 園は、地域のバックアップで設立された経緯を踏まえ、地域の福祉分野の中核となるよう努めます。
- (3) 重度、重複、高齢化が進む利用者の現状に対応できるよう環境整備を行います。
- (4) 支援員は、福祉専門職として、資質の向上に努め、利用者のニーズに合わせた事業の企画などを立案し的確なサービスを行います。

以上の基本方針の下に、くすの木園利用者、宗像市在住の他事業所利用者及び各支援学校卒業者を対象として依頼のあったサービス等利用計画書の作成を行ってまいります。

特に、サービス利用計画書の作成については本館内に、相談室を常設し、あらゆる障がいを持った利用者や家族が「こうありたい・このような生活がしたい」と思う生

き方が実現できるよう一緒に考え、利用者の持つ力を最大限に発揮できるよう支援します。また、保護者の皆さんには、くすの木園の中のサービス、その他、福祉サービスに関することが何時でも相談できるよう体制を整えています。

(5) 給食サービスの提供について

調理等の給食業務については、平成18年6月1日から給食専門業者に委託しており、利用者の皆さんに喜んでもらえるようなおいしい給食を提供するため、職員及び業者で構成員する「くすの木園給食運営委員会」を設置し、献立に関する事項及び運営上の諸問題について協議、検討します。

① 給食サービスの提供に関して次の事項を重点に取り組みます。

- ・利用者の皆さんに喜んでもらえる献立の工夫
- ・健康面や高齢化に配慮し、カロリーや塩分、糖質等、適正な量での提供
- ・仲間とともに食べる喜びとともに食事のマナーの向上
- ・行事食など季節感を取り入れ、感受性を育てる工夫
- ・咀嚼力を高める支援
- ・個々に応じた刻み食、切り込み等食べやすい形での提供や見守り支援
- ・水分の補給の見守り支援

② 給食運営委員会を実施します。

③ 食品安全衛生管理に努めます。

2. 支援事業

テーマに沿ってより特徴ある事業を展開していきます。

(1) 就労継続支援B型事業

● **ハートワーク班**

☆ テーマ：【安全に心がけ、個々の個性を伸ばしながら安心できる生産活動を行う。
さらに、日々の体調管理に努めます。】

目 標

生産活動を基本として、個々の能力、体力にあった作業技術、能力の向上、維持を図り、達成感、働く喜びを感じられるように支援します。

また、挨拶、清掃、買い物、調理等の訓練による社会性の向上、自立の向上を目指します。

作業内容

① 椎茸栽培

- ・椎茸の菌種で元来使っていたオガ菌に加え、形成菌を試験的に使用し、椎茸の生産性向上の方策を考えていきます。
- ・古原木の活用方法を考え、実践していきます。
- ・福岡県が県産椎茸の認知度向上や消費拡大を目的に作成した「福岡県産しいたけロゴマーク」のシールを貼付し、他の商品との差別化を図り売り上げ増

を目指します。

- ②アルミ缶潰し、③セラシート作業、④公園清掃、⑤除草作業、⑥ミニ門松製作、
- ⑦乾燥野菜作り（人参・ごぼうのさがき・乾燥野菜の袋詰め等）、⑧リサイクル作業、⑨下請け作業

訓練・支援内容

- ① 生産活動を通して、個々の作業技術及び能力の向上を目指します。
- ② 毎朝のミーティング及びリハビリ体験を通して、挨拶の訓練及び傾聴する態度を身につけるように努めます。
- ③ 毎朝の検温やうがい、体操を行うことにより、毎日の健康維持及び管理に努めます。
- ④ 小銭、お札の模造品を使い、金銭を理解できるよう勉強の時間を設けて行きます。

また、年4回の園外での買い物実習で実際に金銭を扱う機会につなげます。

- ⑤ 年1、2回程度の買い物実習とあわせて購入した材料を使い、自主製品作業棟B、Cで調理実習を行い、調理器具の安全な取り扱いを訓練します。
- ⑥ 定期的な販売会に出向き、コミュニケーション能力の向上を図ります。
- ⑦ 園外作業で地域との交流を通して挨拶能力及び社会性の向上を図ります。
- ⑧ 作業場の毎日の清掃に加え、定期的にマンツーマンで掃除のやり方を教え、清掃能力の向上を図ります。
- ⑨ 将来的に室内作業を希望する利用者のために、室内作業部門を確立していきます。
- ⑩ 室内作業部門の新規作業開拓を図り、利用者の工賃向上に努めます。
- ⑪ 椎茸の植菌から採取までの作業を体験することで、生産の喜びを感じてもらえるようにします。
- ⑫ リハビリ訓練に体験的に参加し、体力維持、集団での協調性を養います。

● フロンティア班

- ☆ テーマ：【安全安心なパン作りを目指し、お客様に喜んでもらうとともに社会の一員として、働くことの喜びを見だし意欲を高めていきます。】

目 標

- ・毎日、元気にパン作業やリサイクル作業を行っていくために、健康維持に努めます。
- ・作業や活動を通して、報告や連絡がしっかりできる力や、仲間との協調性を養います。
- ・社会性を身につけることによって、自立を目指します。

作業内容

- ① パンや菓子の製造、配達
- ② こんぺいとう袋詰め他、下請け作業

③ リサイクル作業（3週間に1週）

④ 必要に応じて園外実習等

訓練・支援内容

- ① 健康維持を図るために、毎日、体操や運動を実行します。
- ② あいさつや報告が大きな声でできるように、あいさつ訓練を行います。
- ③ 自立に向けて、自分の想いや考えを伝えられるようにコミュニケーション訓練を行います。
- ④ 日々の作業を通して個々の能力を生かしながら、一人ひとりが積極的に挑戦し、仲間と協力して取り組めるような環境づくりに努めます。
- ⑤ 異物混入ゼロを目指し安全・安心なパン作りを行うことができるように、手洗いを徹底し衛生管理に努めるとともに丁寧な清掃に取り組みます。
- ⑥ 定期的なパンの販売・配達を通して、社会性を学びコミュニケーション能力を高め、地域との交流を図ります。
- ⑦ 社会的なルールを身につけるため、余暇活動では作業棟C棟での調理実習や公共交通機関を利用する活動を利用者とともに年3回企画し実行します。
- ⑧ 必要に応じて園外実習の取り組みや就業生活支援センターやハローワークとの連携を取りながら就労支援を行います。
- ⑨ 就職後も定期的な職場訪問や園の行事等へ誘い、また必要に応じて連絡を取り定着支援を行います。

(2) 生活介護支援事業

● ドリーム班

☆ テーマ：【個々を活かした愛にあふれるスマイル支援していきます。】

目 標

- ① 健康で楽しい生活が維持できるような園生活に努めます。
- ② リハビリ訓練・創作活動・生産活動のバランスを考えつつ、個性を大切に本人の生きがい、自立に繋がる体験をメニューに取り入れる工夫をします。
- ③ リハビリ訓練を通して身体機能の維持に努めます。
- ④ 創作活動を通して自分が楽しみ、仲間と過ごす楽しさを知り、協力し合う力や連帯力を養うことに努めます。
- ⑤ 個々のニーズに合わせ自立訓練に努めます。
- ⑥ 生産活動に参加することで工賃を得る喜びを感じてもらい、作業を通して意欲・集中力・持続力を高めることに努めます。
- ⑦ 個々の健康管理・高齢化にも配慮したサービスに努めます。
- ⑧ だれにでも利用可能な支援・サービスに努めます。

活動内容

- ① リハビリ訓練

上下肢体操、歩行訓練、レクリエーション、学習（文字と数）、ストレッチ

② 創作活動

工作、音楽、絵画、運動、リラックスタイム

③ 生産活動

菓子箱組立、箸入れ、ペーパーナプキン折り、歯科治療用ガーゼ折り、歯科カルテシールはがし、EMボカシ作り、健康玄米ニギニギ棒玄米入れ、セラシート作り、その他下請け作業（部品検品）など

④ 余暇活動

室内レクリエーション、DVD鑑賞、外出、行事（七夕、豆まき）など

訓練・支援内容

- ① 日常生活の支援とともに作業支援も行います。特に日常生活に関しては、家庭と連携し、相談を受けながら助言、支援を充実させます。
- ② リハビリ訓練ではOT（作業療法士）による週1回の身体機能訓練に加えて、月に1回の文字・数の学習やストレッチの取り組みを充実させます。
- ③ 月に1回全員で工作活動や、週1回グループに分かれて作活動を充実させます。
- ④ 余暇活動として、室内レクリエーション・DVD鑑賞・季節感を取り入れた行事・外出等を適時行います。
- ⑤ 毎朝のラジオ体操・わかめ体操・ストレッチ体操・口腔体操やウォーキングで健康維持に努めます。
- ⑥ 個別の自立訓練をリハビリ訓練と連携しながら適時行います。
（お金の学習、手先の訓練、家事練習、数の概念の学習、文字の学習、発声訓練、掃除の仕方等）
- ⑦ 個別の家庭学習にも家庭と協力して支援していきます。
- ⑧ 各々の健康管理のため、毎朝のうがいと検温を行います。また看護師を中心に歯磨支援や血圧・体重測定を行います。
- ⑨ 嘱託医による3ヶ月に1回定期検診を行います。

(3) 特定相談支援事業

障害者総合支援法により、障がい福祉サービスを利用する全利用者が（知的・精神・身体・発達・難病等）サービス等利用計画書作成の対象となり、宗像市においても相談支援体制の強化が図られています。

くすの木園では、このような市の要請に応じ平成25年4月から宗像市特定相談支援事業を立ち上げました。

さらに平成27年3月から専任の非常勤職員1名を配置し、常勤1名・非常勤1名の計2名体制で業務を行っています。

現在、くすの木園利用者、宗像市、福津市在住で他事業所の利用者及び各支援学校からの依頼を受け計画相談支援及び基本相談支援事業を行っています。

くすの木園の本館内に相談室を設置し、すべてのサービス等利用計画書を適宜、的確に作成し利用者やご家族が「こうありたい・このような生活がしたい」と思う生き方が実現できるよう一緒に考え利用者の持つ力を最大限に発揮できるよう支援します。

また、平成28年9月から利便性の良い東郷駅に隣接された「Cocokara ひのさと」を利用し、月1回第3木曜日に「出張相談室」を開催していましたが、平成31年度は新設のくすくすホーム二号館を活用し、事前予約で曜日を限定せず相談を受け付けます。これにより、より充実した相談体制が可能となっています。

【 業務内容 】

計画相談支援

- ① サービス利用支援（サービス等利用計画書の作成）
- ② 継続サービス利用支援（モニタリングの実施）

基本相談支援

- ① 障がい者本人や保護者からの相談に適宜・的確に対応できる体制の強化

3. 社会参加促進事業について

通所生活に潤いと変化をもたらすために、スポーツ・芸術文化活動・レクリエーション等を行うことにより、教養や情操を高めること及び喜び、楽しさまた、健康維持と健康促進などを目的に種々の行事を行います。

その主なものは次のとおりです。

- ・ 4月：遠足
- ・ 5月：4施設親善スポーツ大会
- ・ 9月：日帰り旅行
- ・ 10月：運動会
- ・ 12月：餅つき大会
- ・ 1月：新春の集い（利用者、保護者、職員）
- ・ ヨーガ及びクラブ活動（ドライブ、カラオケ、水泳、太鼓、ウォーキング、調理、ストレッチ・ダンス・体操）
- ・ 就労継続支援B型事業の余暇活動（外出、買い物、調理）
- ・ 生活介護事業の余暇活動（外出、美術館観賞）

4. 緊急家庭支援システムについて（平日・休日預かり）

くすの木園独自の取り組みとして、保護者が仕事や病気等により家庭において一時的に利用者の世話が出来ない状況にあるときは、他の福祉施策を利用するまでの間、次の条件で支援します。

- (1) 支援理由： 病気、出産、事故、災害、失踪、外出、転勤、付添い看護等
- (2) 支援員： 生活支援員等

- (3) 利用時間： (平日・17:00～20:00) (休日 8:00～20:00)
- (4) 利用料 施設使用料 1日 300円
- (5) 支援料 1時間 700円
- (6) 食事代 実費 (500円程度)

5. 健康（危機）管理

施設やホームにおいて食中毒、感染症、医薬品、飲料水、その他何らかの原因により生じる利用者の健康被害の発生予防には、細心の注意を払うとともに、また、重大な健康被害が発生した場合には健康危機管理マニュアルに基づき各関係機関との連携を図りながら拡大防止、治療等に関する処置を迅速かつ適切に行ないます。

また、看護師2名を各日ごとに配置し健康維持対策と緊急事態に即応したAED（自動体外助細動器）の取り扱い研修や消防署の救急救命講習会へ職員を積極的に参加させ緊急時の対処策を講じるとともに配置している看護師により毎年実施している定期健康診断の結果を基に利用者の状態を把握し、毎日の健康管理に努めます。

毎年冬場に発生するインフルエンザについては、毎日の手洗い消毒・うがいの徹底や検温、マスクの使用など対応策を講じていますが、平成30年度インフルエンザ感染により利用者の出席率の低下にも表れており、その対策としてインフルエンザ予防接種費用の補助など検討し、利用者及び職員の感染症対策に取り組みます。

平成28年度から生活介護の利用者に対して、主治医の内科検診を3カ月に1回実施していますが、今年度も継続して健康状態の見守りを行います。

くすくすホーム及び新設のくすくすホーム二号館では、保健師（1名）・看護師（1名）を配置し毎週1回のバイタルチェック（呼吸、心拍、体温、血圧など）及び月1回の尿検査を実施します。

くすの木園の定期健康診断とバイタルチェックの結果を参考に日常生活上の助言を行うとともに食生活でのコントロールを行います。週に2度ホーム帰宅前に15分間のウォーキングを実施し生活習慣病予防に努めます。

利用者全員、毎朝くすの木園の看護師と連携して血圧測定し定期的に家庭に血圧等バイタルチェックの結果を連絡し家庭とも連携をとり入居者が健康な状態で安心して生活ができるようにします。

当園においては、次の健診を実施します。

- (1) 定期健康診断(9月)
- (2) 嘱託医による内科検診・健康診断(3月)
- (3) 宗像歯科医師会による歯科検診(10月)
- (4) 生活介護の利用者に対して、嘱託医による内科検診（6月、9月、12月）
- (5) グループホームでの健康メディカルチェックと健康相談（週1回）

また、労働安全衛生法に準じて安全衛生管理者を配置し、利用者の健康障害を防止するための作業環境管理、作業管理及び健康管理、健康の保持増進措置などを行います。

6. 安全対策について

施設の運営上、利用者の安全対策は不可欠です。このため、日頃から利用者の行動等には十分注意を払うとともに、施設設備の安全点検を実施します。

① 防火・防災対策等

くすの木園、くすくすホーム及びくすくすホーム二号館それぞれの消防計画を作成し、年2回の避難訓練を行うとともに、消防用設備等の定期的な自主点検と年1回の業者による点検を実施します。また、訓練や点検等を通して、各職員の防火・防災意識を高めていきます。

特にくすくすホーム及びくすくすホーム二号館の防火設備は、スプリンクラー（自動消火装置）の設置、消防本部への自動火災通報装置、火災報知器など備えています。

② 防犯対策

くすの木園及びグループホームの防犯対策については、防犯マニュアルに基づいて、施設の安全点検や安全教育（防犯訓練、避難訓練）の実施及び緊急事態発生時の対処など、職員の防犯意識の徹底を図り、利用者の安全・安心に努めます。

防犯設備については、平成30年2月くすの木園に防犯カメラを設置し犯罪の抑止効果を図っています。

また、くすくすホーム及びくすくすホーム二号館については、来訪者確認のテレビモニターの設置や警備保障会社への防犯通報システムなど防犯対策を行っています。なお、くすくすホーム二号館については、防犯カメラを設置し犯罪の抑止効果を図ります。

③ 交通安全・車両整備等

利用者の交通安全に対する意識の向上のために、宗像署と宗像交通安全協会の協力による交通安全教室を実施します。

車両整備に関しては、安全運転管理者を中心に事業所における全車両において、毎月第1金曜日の洗車、毎回の始業点検、毎月1回の整備点検を実施します。

また、運転を行う職員に対して、日頃から余裕のある運転を心がけ、安全運転やマナー運転の徹底を図ります。

V グループホーム（くすくすホーム）の運営について

ホームの運営にあたっては、社会福祉法人宗像会運営規程、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（共同生活援助）事業所くすくすホーム運営規程、短期入所（ショートステイ）くすの木園運営規程、くすくすホーム世話人行動指針及びくすくすホーム夜間支援従事者の配置等を通して利用者の安全や人権を遵守して共同生活援助事業の円滑かつ適正な運営に努めます。

なお、くすくすホーム運営委員会においては、よりよい環境の中で安心して満足した生

活ができるように関係保護者と協議を重ね、意義ある会の運営に努めます。

また、利用者の自立の場、個人の生活の場を考慮した支援計画を作成し、入居者に応じたきめ細やかな支援をします。

特に短期入所（ショートステイ）では、保護者の緊急時の対応と利用者の自立生活の訓練の場として、利用者及び保護者が安心して利用できるように努めます。

新設のグループホームについても、関係法令を遵守しホーム保護者会とも連携を密にし、利用者が安心して利用でき、利用者の自立の場となるよう支援します。特に開設当初は個々の利用者の状態に応じてきめ細かな対応で安定した生活ができるように支援します。

VI 地域福祉の推進

施設設立の経緯を踏まえ、地域福祉の中核となるよう努め、その一環として次の事業を行います。

1. 日中一時支援事業について

日中一時支援事業は、障がい者を一時的に預かり、日中における活動の場の確保やその家族の就労支援、介護負担の軽減などを図ることを目的とした事業で、宗像市及び福津市と委託契約を締結し、委託に基づき高等部の夏・冬休みを中心に利用者を受け入れています。

2. 実習生、見学者の受け入れについて

福祉の担い手として福祉従事者養成機関、4年生大学、福祉専門学校、市内中学校の職場体験の実習生受け入れ、将来の利用者確保として特別支援学校、特別支援学級からの実習生受け入れを引き続き積極的に取り組みます。

また、まごころギャラリーなどを通して積極的に見学者を受け入れることで、地域に開かれた施設を目指します。

3. ボランティアとの交流について

生活、作業自立支援、クラブ活動や園内外の行事等を安全・安心して実施するうえで、ボランティアの皆さんに果して頂く役割は大きいものがあります。

利用者の皆さんと日頃の園生活を通して触れ合うことができるよう、平成28年8月から毎月第4月曜日をボランティアさんの日として実施しています。

今年度も昨年同様、月1回の「ボランティアさんの日」を行います。ただし実施日を第4月曜日と固定せずに、リサイクル作業に従事する週または業務多忙な日を中心に曜日を決めます。また、日頃の園内活動（クラブ活動や園外の行事）においても積極的な声かけをします。

なお、多方面からのボランティアの受け入れも呼びかけるとともに、宗像市ボランティアセンターとの連携を大切に地域との交流も積極的に図ります。

4. 地域との交流について

- (1) 地域に信頼され、開かれた施設として、また、地域福祉に貢献する施設としてその役割を果たすことは施設の使命です。このため行事等の機会を通し生産製品の販売、購入の協力をします。
- (2) 施設行事（餅つき大会、まごころギャラリー等）への案内をします。
- (3) 毎週月曜日のクリーンアップ宗像運動の実施に努めます。
- (4) 月1回のボランティアさんの日に作業・行事を通して交流します。

利用者の家族、ボランティアや地域住民の多くの皆さんが、施設の行事などに関わって地域に開かれた施設運営を行うことで、多くの皆さんの目で利用者を見守って頂くことで、防犯体制にもなることから、今後も地域とのつながりを大切にします。

Ⅶ 保護者との連携

1. 目的：園に対する円滑な運営に資するため、助言及び援助をします。

2. 連携事業

- ・保護者会総会への参加し事業計画や予算の説明
- ・年1回職員と保護者の合同研修会
- ・保護者と利用者のレクリエーション（卓球バレー、生活介護発表会等）
- ・運動会、餅つき大会、新春の集いなどの園の行事

平成31年度 くすの木園 リハビリ計画書

(1) 火曜日のリハビリ訓練

- ・下表の①から⑥までは、同じメニューで行います。
- ・うめグループに対しては、下肢筋力の強化を行います。
(内外転筋の訓練を行う予定)
- ・各グループに運動機能に差があるので、状態に応じて内容を変更します。
例えば、うめグループは、方向の訓練や身体の部位の認識訓練を取り入れながら実施します。くりグループに対しては、絵カードを用いて訓練します。

	各週共通	1週	2週	3週	4週
く り	10:30~11:00	11:00~11:40			
	①挨拶当番 ②上肢体操 (エンヤ) ③下肢体操 (さんぼ) ④起立訓練 (足踏み) 20回 ⑤バランス訓練 ⑥棒体操 ⑦レクリエーション	・お手玉投げ ・数を数える	・カードを使っ て行う絵合わ せ	・ボール投げ ・ボール受け (手足を使う)	・パターゴルフ ・ボーリング等
か き	13:00~13:30	13:30~14:00			
	①挨拶当番 ②上肢体操 (エンヤ) ③下肢体操 (さんぼ) ④起立訓練 (足踏み) 20回 ⑤バランス訓練 ⑥棒体操 ⑦レクリエーション	・お手玉投げ ・数の認識の応 用	・方向 (上下、前 後) ・身体の名称等 を教えながら、 身体を動かす ゲーム	・ボール投げ ・ボール受け (手足を使う)	・パターゴルフ ・ボーリング等
う め	14:00~14:30	14:30~15:00			
	①挨拶当番 ②上肢体操 (エンヤ) ③下肢体操 (さんぼ) ④起立訓練 (足踏み) 20回 ⑤バランス訓練 ⑥下肢内外転筋の強化訓練 ⑦棒体操 ⑧レクリエーション	・お手玉投げ ・数の大小 ・数の応用	・方向 (上下、前 後) ・身体の名称等 を教えながら、 身体を動かす ゲーム ・文字を書いた 紙の指示どお りに行う	・ボール投げ ・ボール受け (手足を使う)	・パターゴルフ ・ボーリング等

(2) 学習の訓練

能力別に訓練内容を検討

数

- ・数は実際のお金を使って、お金の認識の訓練をします。
- ・お金は、コインでの認識から始めます。
- ・実際に工賃をもらっているなので、実際にお金を数えさせ認識させます。

文字

- ・文字を読める。
- ・文字を正しく書く。
- ・漢字を書く。
- ・簡単な童話を読み理解する。

数のリハビリ訓練				文字のリハビリ訓練			
時間	班	メンバー	内容	時間	班	メンバー	内容
10:30	1	3名	お金の認識	10:30	1	2名	2文字単語
						1名	文字を読む
11:00	2	4名		10:45	2	2名	ひらがなを読む
						2名	濁点を読む
11:30	3	4名	5円、10円、100円の認識	11:15	3	3名	濁点を書く
				11:45	4	2名	文字の練習
13:00	4	11名	リハビリ体操 起立訓練 足踏み バランス訓練 悠々体操	13:00	5	11名	リハビリ体操 起立訓練 足踏み バランス訓練 悠々体操 カードを使う
13:30	5	4名	金額の認識	13:30	6	3名	ひらがなを正しく書く
14:00	6	3名		14:00	7	2名	ひらがなを正しく書く
			1名	童話の内容の把握			
14:30	7	4名	お釣りの計算	14:30	8	1名	童話の内容の把握
						3名	漢字の練習

(3) ストレッチ

現状維持での訓練を行います。

床運動やストレッチボールを用いて訓練を行います。

(4) 年間行事

全員参加し、協調性や社会性を養う目的で実施します。

- 4月 …… 体力測定
- 5月 …… 風船バレー大会
- 7月 …… 卓球バレー大会（保護者参加）
- 9月 …… 体力測定
- 1月 …… パターゴルフ大会
- 3月 …… お楽しみ会（保護者参加）